

# 香芝市情報セキュリティ基本方針

令和8年4月1日

## 目次

1	目的	P 1
2	用語の定義	P 1
3	対象とする脅威	P 2
4	適用範囲	P 2
5	職員等の遵守義務	P 3
6	情報セキュリティ対策	P 3
7	情報セキュリティ監査及び自己点検の実施	P 4
8	情報セキュリティポリシーの見直し	P 4
9	情報セキュリティ対策基準の策定	P 4
10	情報セキュリティ実施手順の策定	P 4
11	法令等の遵守	P 5
12	違反への対応	P 5
13	附則	P 5

## 1 目的

本基本方針は、香芝市（以下「市」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、市が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

## 2 用語の定義

本基本方針における用語の意義は、次の(1)から(12)までに定めるとおりとする。

### (1) ネットワーク

コンピューター等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

### (2) 情報システム

コンピューター、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

### (3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

### (4) 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

### (5) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

### (6) 完全性

情報が破壊され、改ざんされ、又は消去されていない状態を確保することをいう。

### (7) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

### (8) 個人番号利用事務系

個人番号利用事務（社会保障、地方税又は防災に関する事務）等に関わる情報システム及びデータをいう。

### (9) LGWAN接続系

LGWANに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう（個人番号利用事務系を除く。）。

### (10) インターネット接続系

インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

#### (11) 通信経路の分割

ＬＧＷＡＮ接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

#### (12) 無害化通信

インターネットメール本文のテキスト化、端末への画面転送等により、コンピューターウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信をいう。

### 3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、次の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃、部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん及び消去並びに重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計又は開発の不備、プログラム上の欠陥、操作又は設定ミス、メンテナンス不備、内部監査機能又は外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥及び機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模な疾病又は広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力、通信及び水道の供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

### 4 適用範囲

#### (1) 行政機関の範囲

本基本方針が適用される行政機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会とする。ただし、次に掲げるものは、対象外とする。

ア 教育機関における教育用ネットワーク及び教育用情報システム

イ 議会における議会用ネットワーク、議会用情報システム及びこれらに関する設備並びにこれらに接続される私物端末並びに議会議長から議会議員及び議会事務局職員に貸与された端末

#### (2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

ア ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体

イ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

ウ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

## 5 職員等の遵守義務

職員（臨時職員を含む。）、会計年度任用職員その他の業務従事者（以下「職員等」という。）及び委託事業者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

## 6 情報セキュリティ対策

前記3の脅威から情報資産を保護するために、次の情報セキュリティ対策を講ずる。

### (1) 組織体制

市の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制を確立する。

### (2) 情報資産の分類及び管理

市の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づく情報セキュリティ対策を講ずる。

### (3) 情報システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性及び利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、次の三段階の対策を講ずる。

ア 個人番号利用事務系において、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定、端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。

イ LGWAN接続系においては、LGWANと接続する業務用システムと、インターネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する。

なお、両システム間で通信する場合は、無害化通信を実施する。

ウ インターネット接続系においては、不正通信の監視機能を強化する等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。高度な情報セキュリティ対策として、奈良県及び市町村のインターネットとの通信を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドの導入等を実施する。

### (4) 物理的セキュリティ

サーバー、情報システム室、通信回線及び職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講ずる。

### (5) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講ずる。

## (6) 技術的セキュリティ

コンピューター等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的な対策を講ずる。

## (7) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講ずる。

また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

## (8) 業務委託及び外部サービスの利用

ア 業務委託を行う場合は、委託業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講ずる。

イ 外部サービスを利用する場合は、利用に係る規定を整備し、対策を講ずる。

ウ ソーシャルメディアサービスを利用する場合は、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

## 7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的に又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

## 8 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合は、情報セキュリティポリシーを見直す。

## 9 情報セキュリティ対策基準の策定

前記6、7及び8に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項、判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

なお、情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、非公開とする。

## 10 情報セキュリティ実施手順の策定

各課室の長は、情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定する。

なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、非公開とする。

## 11 法令等の遵守

職員等及び委託事業者は、職務遂行において、関連法令等に従わなければならない。

## 12 違反への対応

職員等が情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順に定められた事項に違反した場合は、その重大性及び発生した事象の状況に応じて地方公務員法（昭和25年法律第261号）等の罰則規定の適用対象となる。

## 13 附則

本基本方針は、平成17年3月28日から施行する。

本基本方針は、平成31年4月1日から施行する。

本基本方針は、令和4年4月1日から施行する。

本基本方針は、令和4年11月1日から施行する。

本基本方針は、令和5年4月1日から施行する。

本基本方針は、令和8年4月1日から施行する。